

令和3年(2021年)5月13日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭保育のご協力等について

日ごろより、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、札幌市に対して「まん延防止等重点措置」が適用されているところですが、本市の感染状況、医療体制ともに緊急事態宣言レベルの危機的状況にあり、さらに感染者数が急激に増加し続けています。

つきましては、更なる感染拡大防止対策として、保護者の皆様へ下記のとおり可能な範囲で家庭での保育に御協力いただくよう、お願いすることといたしました。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

また、児童会館の利用停止の基準につきましても、一部変更しておりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1 家庭保育のお願いについて

令和3年5月15日(土)から令和3年5月31日(月)まで、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護など、保育が必要な方におかれましてはご利用の児童会館又はミニ児童会館で保育を行います。

2 利用停止等の基準について（令和2年9月14日付通知からの変更は下線部分です）

ア 児童が感染した場合

対象者は、治癒するまでの間、利用できません。

イ 児童の同居者が感染した場合

対象者は、感染した同居者が治癒又は同居をしなくなる等、家庭内で新たに感染する恐れがない状態になった後、原則として14日間、利用できません。

ウ 児童が濃厚接触者に指定された場合

対象者は、健康観察期間が終了するまでの間、利用できません。

なお、感染者の発生により、小学校が学級閉鎖等になった場合は、閉鎖対象の学級等の児童は濃厚接触者となるため、閉鎖期間中は利用できないこととなります。

エ 児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合

該当者の結果が判明するまでの間、利用できません。

オ 児童が、保健所の指示や助言等に基づき、PCR検査を受けることになった場合

検査結果が判明するまでの間、利用できません。

カ その他、感染の可能性が疑われる場合等に、利用できない場合があります。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel011-211-2989）